**神戸モデル標準服販売に関する誓約書**

年 月 日

神戸市教育委員会教育長 宛

所在地

商号または名称

代表者名　　　　　　　　　　　　　代表者印

当社は、貴教育委員会に対し「神戸モデル標準服にかかる販売届」を届け出るにあたり、「神戸モデル標準服　届出販売店の募集について」に則っていることとともに、下記記載事項に相違ないことを誓約します。後日、誓約した内容に違反する事実が判明した場合、届出が無効とされ、またはその他の不利益を被っても異議を申し立てません。

１.「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第５条各号に該当しない。また、同条各号に該当する事由の有無を確認するため県警へ照会を行うことに同意し、貴教育委員会の求めに応じ速やかに役員等名簿の提出を行う。

２.暴力団等排除要綱第５条各号に該当する者を、貴教育委員会が「神戸モデル標準服」製造認定メーカーとして認定したメーカーの「神戸モデル標準服」として認められた製品を販売する業務（以下「本業務」という。）の履行に関連する契約の相手方(以下、「履行関連事業者」という。)としない。また、県警への照会の結果又は県警からの通報により、履行関連事業者が暴力団等排除要綱第５条各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、当社の責任において当該履行関連事業者との契約を速やかに解除する。また、貴教育委員会の定める期限内に当該履行関連事業者との契約の解除ができない場合には、当社に対する損害賠償請求等、貴市または貴教育委員会が行う一切の措置について異議の申し立てを行わない。

３.本業務に関して履行関連事業者と契約を締結しようとする際、当該履行関連事業者が暴力団等排除要綱第５条各号のいずれにも該当しないことの確認を行い、貴教育委員会が必要と認める場合には、本誓約書の趣旨を説明の上で履行関連事業者より県警照会の同意を得るとともに誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴教育委員会に対して提供を行う。また、契約に係る一連の手続きにおいて、締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者等に関しても、貴教育委員会が必要性を認めた場合、当該関係者に対して本誓約書の趣旨を説明の上で当該関係者より県警照会の同意を得るとともに誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴教育委員会に対して提供を行う。

４.暴力団等排除要綱第５条各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、県警からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴市関係部局が情報を共有すること、並びに暴力団等排除要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾する。

５.その他、「神戸モデル標準服　届出販売店の募集について」の資格要件を全て満たしている。

６.貴教育委員会が「神戸モデル標準服」製造認定メーカーとして認定したメーカーの「神戸モデル標準服」として認められた製品を販売する。

７.本業務の履行にあたり、「神戸モデル標準服にかかる販売届」に記載した地域の神戸市立中学校における学校での販売及び採寸が可能である。

８.販売価格や学校毎の供給状況など、本業務に関し必要と認められる貴教育委員会からの照会に対しては、常に誠実かつ速やかに回答する。

９.貴教育委員会や学校が、企業名、問い合わせ先、URLといった当社に関する情報をホームページ、その他資料に掲載するなどの方法で生徒及び保護者へ情報提供することを承諾する。

10.貴教育委員会の書面による事前の承諾なくして、本業務及び本業務に関連する業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。）しない。